

郡山市議会議員の期末手当の臨時特例に関する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 5 月 29 日

提 出 議 員

川 前 光 徳

賛 成 議 員

吉 田 公 男 渡 部 龍 治 箭 内 好 彦

蛇 石 郁 子 岡 田 哲 夫 廣 田 耕 一

八 重 檉 小 代 子 今 村 剛 司 小 島 寛 子

郡山市議会議員の期末手当の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、令和2年6月に支給する議長、副議長及び議員（以下「議員」という。）の期末手当の額を減額するため、郡山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年郡山市条例第68号。以下「議員報酬条例」という。）の特例を定めるものとする。

(期末手当の特例)

第2条 令和2年6月に支給する議員の期末手当の額は、議員報酬条例第5条第2項の規定にかかわらず、同項各号の規定により算出されるそれぞれの期末手当の相当額に、それぞれ100分の80を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(提 案 要 旨)

新型コロナウイルス感染症による市民生活等への影響を踏まえ、令和2年6月に支給する議員の期末手当の額を減額する。